

羽幌町各会計決算特別委員会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年9月11日（木曜日） 午後 1時00分開会

- 第 1 認定第 1 号 令和6年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2 号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3 号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4 号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5 号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6 号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7 号 令和6年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
- 第 8 認定第 8 号 令和6年度羽幌町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について

○出席委員（10名）

1番 佐藤 満君	2番 金木直文君
3番 阿部 和也君	4番 逢坂照雄君
5番 村上雄也君	6番 小寺光一君
8番 舟見俊明君	9番 工藤正幸君
10番 平山美知子君	11番 村田定人君

○欠席委員（1名）

7番 磯野直君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	森淳君
副町長	三浦義之君
監査委員	熊木良美君
教育長	濱野孝君
会計管理者	豊島明彦君
総務課長	伊藤雅紀君

総務課主幹	村上達君
総務課総務係長	逢坂信吾君
総務課 情報管理係長	和田広夢君
総務課 電算共同化室 推進室 電算管理係長	道端篤志君
地域振興課長	飯作昌巳君
地域振興課 政策推進係長	山田太志君
デジタル推進課長	竹内雅彦君
財務課長	清水聰志君
財務課主幹	門間憲一君
財務課経理係長	宇野延仁君
財務課税務係長	近藤優樹君
町民課長	大平良治君
町民課 総合受付係長	蟻戸貴之君
町民課 住宅係長	更科信輔君
町民課 町民生活係長	富樫潤君
町民課 環境衛生係長	高野正晃君
町民課 環境衛生係主査	石郷岡卓哉君
町民課 環境衛生係主査	中島貴志君
福祉課長	高橋伸君
福祉課 社会福祉係長	高本勇一君
福祉課子ども係長	高橋司君
福祉課 国保医療年金係長	斎藤悠理君
福祉課 国保医療年金係主査	上田慎吾君
健康支援課長	棟方富輝君
健康支援課参事	奥山洋美君
健康支援課主幹	清水雅代君

健 康 支 援 課 介 護 保 險 係 長	山 川 恵 生 君
健 康 支 援 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ 一 室	上 田 千 歌 子 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ 一 係 長	
建 設 課 長	酒 井 峰 高 君
建 設 課 主 任 技 師	笹 浪 满 君
建 設 課 土 木 港 湾 係 長	山 平 博 久 君
建 設 課 建 築 係 長	田 口 潤 一 君
建 設 課 地 籍 調 査 係 長	西 山 卓 君
建 設 課 管 理 係 主 査	石 垣 亮 輔 君
上 下 水 道 課 長	渡 辺 博 樹 君
上 下 水 道 課 長 補 佐	熊 谷 裕 治 君
上 下 水 道 課 業 務 係 長	小 笠 原 聰 君
農 林 水 產 課 長	敦 賀 哲 也 君
農 林 水 產 課 長 補 佐	杉 野 浩 君
商 工 觀 光 課 長	三 上 敏 文 君
商 工 觀 光 課 長 補 佐	木 村 謙 彦 君
商 工 觀 光 課 觀 光 振 興 係 長	小 笠 原 悠 太 君
商 工 觀 光 課 商 工 勞 働 係 長	廣 谷 將 大 君
天 壳 支 所 長	大 西 将 樹 君
燒 尻 支 所 長	藤 井 延 佳 君
学 校 管 理 課 長	葛 西 健 二 君
学 校 管 理 課 長 補 佐 兼 学 校 給 食	佐 々 木 慎 也 君
セ ン タ 一 所 長	
学 校 管 理 課 学 校 教 育 係 長	原 田 育 世 君
学 校 管 理 課 總 務 係 長	土 清 水 彬 君
社 會 教 育 課 長 兼 公 民 館 長	宮 崎 寧 大 君

社会教育課主幹	木 村 康 治 君
社会教育課 体育振興係長	藤 田 俊 悟 君
社会教育課 体育振興係主査	近 藤 健 弘 君
学校給食 センター係長	佐々木 聰 絵 君
監査室長	木 村 和 美 君
農業委員会 事務局長	敦 賀 哲 也 君
農業委員会 農地係長	田 中 康 裕 君
選挙管理委員会 事務局長	伊 藤 雅 紀 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鈴 木 繁 君
総務係長	嶋 元 貴 史 君
書記	逢 坂 信 吾 君

◎委員長挨拶

○平山委員長 議事に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議におきまして本委員会が設置され、委員長に私が、副委員長に阿部委員が指名を受けました。力量不足の点ご容赦をいただき、ご協力をお願いいたします。

この決算特別委員会は現行予算の執行や新年度予算の編成にもつながる大事な審査となります。町の各会計予算も一般会計と特別会計等を合わせると8会計に及びその内容も多岐にわたっております。議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか、行政効果や経済効果はどうか。また、今後の行財政運営にどう役立てて改善していくか、工夫すべき点はないか等の観点から評価をする極めて重要な意味を持っております。

慎重な審議はもちろんでありますが、理事者側及び各委員におかれましては簡潔な質疑、答弁など本委員会の円滑な進行にご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

◎開会の宣告

○平山委員長 ただいまから羽幌町各会計決算特別委員会を開会いたします。

本日の欠席届は、7番、磯野直委員であります。

(開会 午後 1時01分)

◎開議の宣告

○平山委員長 これから本日の会議を開きます。

◎認定第1号～認定第8号

○平山委員長 本委員会に付託された認定第1号 令和6年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和6年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、認定第8号 令和6年度羽幌町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。本委員会では、計数の照合審査など監査委員の審査と重複することを避け、適正な執行状況並びに行財政効果等について綿密に審査をすべきであり、監査委員の審査報告を信頼し、問題となる経理がない限り監査意見書に基づいて審査を進めたいと思います。

なお、審査に当たって証拠書類の検閲が必要となった場合、地方自治法第98条の検査

権あるいは同法第100条の調査権の特別委員会の委任についての議決がなければ、証拠書類の提出を求めることができないという行政実例があります。したがって、本委員会では、同法第98条の検査権等の委任に基づく行使によらず、まず決算書に対する監査委員の審査意見について報告を求め、その後財務課長から決算認定資料に対する説明、次いで上下水道課長から水道事業、下水道事業決算報告書の内容説明を受けた後、理事者側に対する質疑を行う方法で審査を進めていきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げましたとおり審査することに決定しました。

それでは、代表監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○熊木代表監査委員 ただいま議題となりました令和6年度羽幌町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書の内容についてご説明を申し上げます。

審査の意見は、逢坂監査委員との合議に基づくものであります。

次のページをお開き願います。第1、審査の対象は、令和6年度一般会計と特別会計5件、合わせて6会計であります。第2、審査の期間は、令和7年8月1日から同年8月27日を設定し、実施しております。第3、審査の方法及び範囲につきましては、令和6年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して調製されているか、予算は適正に執行されているか、計数が証拠書類に符合しているか、財政運営は健全かなどに主眼を置き、必要に応じて関係職員からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。なお、現金、預金残高並びに証書類等の確認につきましては、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて審査を行いました。第4、審査の結果でございますが、審査に付された一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類等は関係法令で定める様式に基づき作成されており、それぞれの内容を精査した結果、その計数はいずれも正確であり、財務に関する事務の執行につきましても適正に処理されたものと認められました。

2ページをお開き願います。一般会計及び特別会計の決算総括表であります。表下段の合計欄で申し上げますと、予算現額は102億8,572万2,000円で、歳入決算額は95億8,062万2,849円、執行率は93.1%であります。これに対しまして、歳出決算額は93億9,763万2,632円、執行率は91.4%で、歳入歳出差引き額1億8,299万217円となっております。なお、各会計における差引き額は、一般会計で1億4,157万197円となっており、翌年度へ繰越ししております。また、各特別会計も同様に処理しております。

3ページを御覧願います。最初に、一般会計について申し上げます。1の概要であります。一般会計の決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額75億8,026万9,000円から歳出総額74億3,869万9,000円を差し引いた形式収支は1

億4, 157万円であり、この額から翌年度へ繰り越すべき財源となる繰越明許費充当額5, 878万4, 000円を差し引いた実質収支額は8, 278万6, 000円の黒字決算となっております。また、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は9, 506万2, 000円のマイナスとなっております。

4ページをお開き願います。2の歳入についてであります。歳入の決算状況は第2表のとおりであり、調定額79億6, 709万6, 000円に対し、収入済額75億8, 026万9, 000円、収入率95. 1%、執行率91. 9%となっております。不納欠損額は360万1, 000円で、町税及び使用料となっております。前年度と比較し、338万2, 000円の大幅な増加であります。主な要因は私債権の放棄によるものであります。なお、不納欠損額及び収入未済額の内訳は、決算認定資料の25ページに記載されております。

次に、5ページを御覧願います。3、歳入決算構成であります。決算認定資料11ページの記載内容に基づき、普通会計を基に一般財源と特定財源及び自主財源と依存財源に分類しますと、第3表及び第4表のとおりであります。第3表では、決算額に占める一般財源は47億8, 389万9, 000円で、前年度と比較すると、3億716万4, 000円、6. 9%の増となっております。また、特定財源は27億9, 637万円で、1億2, 238万円、4. 6%増加しております。

次に、第4表であります。自主財源は18億8, 717万6, 000円で、前年度と比較すると1億4, 212万3, 000円、8. 1%増加しております。また、依存財源は56億9, 309万3, 000円で、2億8, 772万1, 000円、5. 3%増加しております。

6ページをお開き願います。4の歳出でありますが、歳出の決算状況は第5表のとおりであります。予算現額に対し、支出済額は74億3, 869万9, 000円で、翌年度へ繰り越す5億6, 051万8, 000円を差し引くと不用額は2億4, 788万6, 000円となり、予算の執行率は90. 2%となっております。前年度に比較して翌年度繰越額は2億7, 573万2, 000円、96. 8%の増加、不用額は1, 965万4, 000円、7. 3%減少しており、不用額の予算現額に対する割合は0. 6ポイント減少にあります。なお、翌年度繰越しとなる事業は、25ページ、令和7年度への繰越明許費予算に記載の事業であります。

次に、第5表下段の説明事項につきましては、7ページでご説明を申し上げます。7ページを御覧願います。款別の歳出決算状況は第6表のとおりであります。表の一番右側に記載されている対前年度増減区分の金額及び比率を勘案して主な増減内訳をご説明いたします。衛生費では、1億938万2, 000円、14. 6%の減であります。これは、主として産業廃棄物埋立処理場適正化事業の完了などによるものであります。商工費では、6, 825万3, 000円、19. 4%の減となっております。主な内容は、サンセットプラザに係る空調機更新などの管理事業完了によるものであります。教育費は、5, 95

4万1,000円、15.2%の増であります。これは、主として総合体育館内部改修工事8,213万6,000円、天売複合化施設建設工事請負費3,677万7,000円などの増によるものであります。災害復旧費では、2億2,007万3,000円、38.7.8%の増でありますが、主に朝日、平、上羽幌地区における河川、道路、橋梁の復旧費の増によるものであります。

8ページをお開き願います。5、歳出決算構成であります。決算認定資料の12ページの記載内容に基づき歳出決算額を性質別に区分すると、第7表のとおりであります。決算額に占める義務的経費は25億5,911万円で、前年度に比較し、扶助費が減となるも人件費の増が大きく、5,344万8,000円、2.1%増加しております。また、投資的経費は8億5,784万3,000円で、前年度に比較し、3億1,762万1,000円、58.8%増加しております。

9ページを御覧願います。6の財政指標であります。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は次表のとおりであります。ア、財政力指数は、指数が1に近いほど財政力が強いとされており、本年度は0.198で前年度より0.002ポイントの増となっております。次のイ、経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、通常75%程度に収まることが妥当と考えられております。本年度は86.9%で、前年度より3.8ポイント増となっております。次のウ、ラスパイレス指数は、一般行政職について国家公務員の月額給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもので、本年度は95.1で前年度より0.2ポイントの減となっております。

10ページをお開き願います。7、財産に関する調書であります。令和6年度における財産の増減高及び現在高は次表に掲げるとおりであります、下水道事業の公営企業化に伴い土地、2万2,311平方メートル、建物2,564平方メートルの移譲が減少の主な理由、内容となっております。

12ページをお開き願います。特別会計について申し上げます。国民健康保険事業特別会計についてであります。概要是記載のとおりでありますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも278万5,000円の決算となっております。

次に、2の歳入ですが、自主財源である保険税の収入状況は次のページの第2表のとおりであります。調定額1億8,626万7,000円に対して、収入済額は1億7,103万1,000円、収入率91.8%、執行率98.6%となっております。不納欠損額、収入未済額につきましては記載のとおりであります。今後とも健全な事業運営に向け、収入率の向上に一層努められるよう望むものであります。

14ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計について申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりでありますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも52万4,000円の黒字決算となっております。以下、内容の説明につきましては省略させていただきます。

16ページをお開き願います。介護保険事業特別会計について申し上げます。決算の収支状況は第1表のとおりであります、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を合わせた歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも3,794万3,000円の黒字決算となっております。

17ページをお開き願います。2の歳入及び歳出であります、説明は省略させていただきます。

18ページをお開き願います。簡易水道事業特別会計について申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりであります、歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも16万8,000円の黒字決算となっております。

19ページをお開き願います。2の歳入及び歳出であります。下段の表、水道使用料の地区別収納状況であります、天売、焼尻両地区の収納状況は、収入済額1,443万5,000円で、収入率98.9%となっております。

20ページをお開き願います。港湾上屋事業特別会計について申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額及び歳出総額は2,140万5,000円であります、差引き額及び実質収支額ともゼロ円の決算となっております。

22ページをお開き願います。各基金の決算状況であります。各基金は設置目的に沿つて適正に処理されており、基金別決算状況は次表に掲げるとおりであります。各基金及び増減内訳は記載のとおりであります。

23ページをお開き願います。不納欠損処分の事由別状況について申し上げます。一般会計及び国民健康保険事業特別会計における不納欠損処分の事由別状況は次表に掲げております、適法に処理されております。不納欠損額は、関係法令の定めるところにより、消滅時効などの成立にて処理されたものであります。一般会計では税及び使用料で24件、360万832円となっております。決算認定資料の25ページから26ページに記載されております。

24ページをお開き願います。繰越明許費事業調であります。記載内容は、地方自治法に基づき処理されている案件として説明は省略をさせていただきます。

26ページをお開き願います。令和6年度羽幌町定額基金運用状況審査意見書の内容について説明申し上げます。1、審査の対象は、羽幌町奨学基金、羽幌町中小企業経営安定支援基金及び前川富義奨学基金であります。2の審査の期日は、令和7年8月8日であります。3、審査の方法は、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された基金運用状況調書について、各関係諸帳簿、証書類等の確認を行ったものであります。4、審査の結果でありますが、基金運用状況調書は関係書類と符合しており、適正に運用されていることが認められました。

27ページをお開き願います。基金運用状況調書であります、説明は省略いたします。

以上で一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び定額基金運用状況並びに基金運用状況についての決算審査の内容とさせていただきます。

引き続き、令和6年度羽幌町水道事業会計決算審査意見書の内容についてご説明申し上げます。

本審査の意見につきましても、逢坂監査委員との合議によるものであります。

次の1ページをお開き願います。第1、審査の概要であります。1、審査の対象は、次の(1)から(7)まで記載のとおりであります。2、審査の期間は、令和7年6月2日から6月12日までであります。3、審査の方法としまして、決算審査に当たっては、決算報告書、財務諸表、事業報告書、附属書類等に基づき計数の照合など、事業が経済性を発揮し、公共の福祉増進に向け運営されているかに重点を置き審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けて審査の参考といたしました。

第2、審査の結果でありますが、1、決算諸表について、審査に付された決算報告書及び財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、各内容を精査した結果、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

2ページをお開き願います。2、経営状況について、(1)、経営成績でありますが、当年度は税抜き決算で総収益2億394万9,000円に対し、総費用は1億9,782万6,000円となっており、差引き612万3,000円、当年度の純利益で、前年度と比較しますと694万6,000円、53.1%の減となっております。これは総収益において910万6,000円、4.3%の減少に対し、総費用も216万円、1.1%への圧縮により純利益の創出となったところであります。

総収益の減少の主な要因は、一企業における水道使用の形態変更が大きく影響したものであります。事業の経営内容を把握するため、当該比率を全国平均値、以下平均値と表し比較すると、次のとおりであります。最初に、アの財務比率についてであります。事業の財政状態の流動性、健全性の良否を表す比率は、次の表のとおりであります。(ア)、流動比率は平均値を上回っており、短期債務に対する支払い能力は依然良好であると見ることができます。(イ)、自己資本構成比率も前年度より1.6ポイント増加し、今年度も平均値を上回っております。(ウ)、固定資産対長期資本比率も前年度より0.4ポイント増加しておりますが、平均値を下回っております。比率は100%以下が望ましく、良好に推移しております。

3ページを御覧願います。次に、イの収益性に関する比率であります。比率が高いほど収益性が高いことを表していますが、平均値と比較すると営業収支比率は平均値を大きく上回っているものの、総収支比率及び総資本利益率は僅かですが、下回っております。

次に、ウの施設利用率であります。施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は、分子の1日平均配水量が昨年比87立方メートル減の2,358立方メートルであり、前年度より1.9ポイント減少していますが、平均値を上回っております。また、有収率は昨年度と比較し、0.3ポイントの減少となっております。これは、有収水量の減によるものであります。今年度も平均値を9.5ポイント下回っている状況にあり、さらなる改善を望むものであります。

4ページをお開き願います。次に、工の労働生産性では、職員1人当たりの給水人口、有収水量、営業収益は、労働生産性を端的に表すものであります。平均値と比較すると、有収水量は下回っているものの、給水人口と営業収益は上回っている状況にあります。

次に、才の料金に関する比較ですが、給水原価は316.8円であり、有収水量1立方メートル当たりの供給単価は314.0円、差し引くと2.8円の供給に減益が生じております。当年度は損失、マイナスが発生している状況にあります。このため、今後の健全経営に影となり、経過によっては憂慮が拡大されるところであります。回収率は99.1%と平均値を上回っておりますが、前年度と比較すると2.0ポイントの減少となっております。

5ページを御覧願います。（2）のむすびであります、将来に向け安定した給水確保に向け計画的な補修等の事業を行い、有収率の改善に努められるとともに人口減少や事業所等の運営形態の変更などにより給水収益の増加が見込めないことから、効率的な事業運営と経営の健全化を図られ、安全で安心できる良質な水道水の供給に取り組まれるよう強く望むものであります。なお、給水未収金が460万円となっており、前年度と比較し、27万3,000円、5.6%減少していますが、引き続き未収金の解消に努められるよう要望します。

次の（3）、決算審査資料の第1表は、業務実績を前年度と比較し、表したものであります。御覧をいただきまして、説明は省略いたします。

6ページをお開き願います。第2表、決算額比較表であります。収益的収支であります、令和6年度決算額の収支差引き額では、純利益が612万3,331円となっております。次に、資本的収支、下段の収支差引き額6,689万4,491円の不足額は、留保資金等から補填をしております。

7ページ、第3表、比較損益計算書、8ページ、第4表、比較貸借対照表の説明は省略をいたします。

以上で水道事業会計審査意見書の内容説明とさせていただきます。

続きまして、令和6年度羽幌町下水道事業会計決算審査意見書の内容についてご説明申し上げます。

本審査の意見につきましても、逢坂監査委員との合議によるものであります。

次の1ページをお開き願います。第1、審査の概要でありますが、1、審査の対象は、次の（1）から（8）まで記載のとおりであります。2、審査の期間は、令和7年6月16日から6月20日までであります。3、審査の方法としまして、決算審査に当たっては、決算報告書、附属書類等に基づき計数の照合など、事業が経済性を發揮し、公共の福祉増進に向けた運営を重点に審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けて審査の参考といたしました。

第2、審査の結果でありますが、1、決算諸表について、審査に付された決算報告書及び財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、各内容を精査した結果、その計数

は正確であり、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。なお、昨年度に公営企業会計へ移行となったことから初めての決算審査であり、数値等は前年度との対比は行えないため、昨年の全国平均値との比較にて主に審査を実施しております。その結果、各数値等は適正に表示されているものの、独立した企業として資金借入額過大の経営実態が認知されるなど課題が確認されました。また、汚水処理費関係では近隣町村分の影響による乖離が著しい状況も改めて把握されたところであります。

2ページをお開き願います。2、経営状況について、(1)、経営成績ですが、当年度は税抜き決算で総収益3億8,375万1,000円に対し、総費用は3億5,861万5,000円となっております。差引き2,513万6,000円であります。事業の経営内容を把握するため、当該比率を全国平均値、以下平均値と表し比較すると、次のとおりであります。最初に、アの財務比率でありますが、事業の財政状態の流動性、健全性の良否を表す比率は、次の表のとおりであります。(ア)、流動比率は平均値を大きく下回っており、短期債務に対する支払い能力は不良であると見ることができます。

(イ)、自己資本構成比率は、建設改良企業債の活用に際し、その額相当を資本に組み入れる組入れ資本金等の増により平均値を上回っております。(ウ)、固定資産対長期資本比率は僅かに平均値を上回っておりますが、比率は100%以下であることが望ましく、ほぼ良好と思われます。

3ページを御覧願います。次に、イの収益性に関する比率でありますが、比率が高いほどその収益性が高いことを表していますが、平均値と比較すると総収支比率では下回っているものの、営業収支比率は上回っております。

次、ウの施設利用率であります。施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率、水洗化率、有収率は平均値を上回っている状況にあります。

4ページをお開き願います。次に、エの料金に関する比較では、汚水処理原価、経費回収率は平均値から大きく乖離した数値となっております。これは、汚水処理費に絡み広域化による近隣町村のミックス処理費、し尿処理費部分を含むことによる増加が要因となっております。このため、適正な数値の算定に係る研究を強く望むところであります。

(2) のむすびとしましては、将来に向け安定した下水道事業の経営に向け、さらなる状況の把握と改善の研究に努められるよう望むところであります。また、人口の減少などにより大幅な収益増加が見込めないことから、効率的な事業運営と経費の縮減等により健全な経営に向け取り組まれるよう望むものであります。

5ページを御覧願います。(3)、決算審査資料の第1表は、業務実績を前年度の把握可能な範囲で比較し、表したものであります。御覧をいただきまして、説明は省略をいたします。

6ページ、第2表、決算額比較表、7ページ、第3表、比較損益計算書、8ページ、第4表、比較貸借対照表の説明は省略をいたします。

以上で下水道事業会計審査意見書の内容説明とさせていただきます。3件、よろしくお

願いを申し上げます。

以上です。

○平山委員長 次に、財務課長から決算認定資料の内容説明を求めます。

財務課長、清水聰志君。

○清水財務課長 私から決算書に基づきまして説明させていただきます。

決算書の一番後ろのほうの黄色の紙をお開き願います。令和6年度羽幌町各会計決算認定資料となっております。1枚めくると目次になりますが、これもめくっていただき1ページを御覧願います。第1表、令和6年度羽幌町各会計別決算総括表であります。介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定及び港湾上屋事業特別会計につきましては歳入歳出差引きゼロとなっておりますが、一般会計及び他の特別会計につきましてはそれぞれ剰余金が発生し、翌年度へ繰り越しております。

2ページをお開き願います。第2表、決算の状況に関する調、一般会計でありますが、令和6年度の歳入総額、A欄では75億8,026万9,000円、歳出総額、B欄では74億3,869万9,000円、歳入歳出差引き額、C欄では1億4,157万円となり、これが剰余額となります。区分欄で、翌年度に繰り越すべき財源と縦書きで記載しておりますが、令和6年度の繰越明許費、E欄、5,878万4,000円は翌年度へ明許繰越しを行った額であり、実質収支、J欄は繰越明許費の額を剰余金から差し引いた額となり、8,278万6,000円となります。次の財政再建債等未償還元金はございませんので、O欄も同額となります。このように8,278万6,000円の黒字決算となっておりますが、前年度からの黒字分も含んでおりますので、それを除いた単年度収支、P欄では9,506万2,000円の赤字となるものであります。また、6年度中の黒字要素となる財政調整基金への積立金、Q欄の217万円を加え、赤字要素となる財政調整基金からの積立金取崩し額、S欄の6,300万円を除いた一番下の実質単年度収支、T欄は1億5,589万2,000円の赤字となるものであります。

次に、3ページの第3表、一般会計款別決算額比較表の歳入につきましては町長からの説明をもちまして省略をさせていただきます。

次に、4ページ、一般会計の歳出でありますが、監査委員から審査意見がございましたので、説明は省略させていただきます。

次に、5ページ、国民健康保険事業特別会計でありますが、歳出合計で前年度対比約9,906万3,000円の減は、医療費の減少に伴う2款保険給付費の減少が主なものであります。

6ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計でありますが、歳出合計で前年度対比約500万2,000円の増は、療養給付等に要する費用が増加したことに伴う2款後期高齢者医療広域連合納付金の増加が主なものであります。

次に、7ページ、介護保険事業特別会計の保険事業勘定でありますが、歳出合計で前年度対比約1,435万9,000円の減は、介護給付費返還金等の減少に伴う6款諸支出

金の減少が主なものであります。

8ページをお開き願います。介護サービス事業勘定であります、歳出合計で前年度対比約405万3,000円の増は、会計年度任用職員人件費の増に伴う1款総務費の増加が主なものであります。

次に、9ページ、簡易水道事業特別会計であります、歳出合計で前年度対比約177万3,000円の減は、借入金の一部償還完了に伴う2款公債費の減少が主なものであります。

10ページをお開き願います。港湾上屋事業特別会計であります、歳出合計で前年度対比約531万2,000円の増は、焼尻旅客上屋改修工事に伴う1款港湾施設費の増加が主なものであります。

11ページを御覧願います。第4表、経常収支等の状況に関する調であります、左側の表、1、収入の状況では、決算額において、その収入が臨時的なものか、経常的なものか、またその使途が特定されているのか、特定されていない一般財源なのかを表しております。次に、右側の表、2、支出の状況では、性質別区分の決算額、A欄のうち経常的な支出額、C欄に対して一般財源がどれだけ充当されているかを表しております。これらの結果を基に算定した経常収支比率を含め、関係数値につきましては右側の下段、3、各種指標に記載しておりますので、御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

12ページをお開き願います。第5表、款別性質別決算額調であります、普通会計の決算額を款ごとに性質別に表したものであります。説明は省略をさせていただきます。

次に、13ページを御覧願います。第6表、事業効果表の一般会計総括表であります、この内訳として、次の14ページから18ページまで、主立った投資的事業につきまして款別に区分をし、事業ごとに決算額、事業内容などを載せております。また、19ページにつきましては簡易水道事業特別会計分となっております。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

20ページの第7表をお開き願います。歳入歳出の決算状況を目的別にグラフに表したものであります、左側の歳入の円グラフでは、歳入の約5割を地方交付税が占めている状況にあります。また、右側の歳出総額では、扶助費が含まれる3款民生費と人件費である13款諸支出金がそれぞれ約2割を占めております。

21ページを御覧願います。第8表につきましては、町税の収入額をそれぞれ税目別にグラフに表したもので、町民税が約5割、固定資産税が約4割を占め、次に町たばこ税となっております。

次に、22ページから26ページまでの第9表、各会計（税・税外）収入状況調につきましては、監査委員から審査意見がございましたので、説明は省略をさせていただきます。

27ページを御覧願います。第10表、給与費決算調書であります、会計区分では一般会計と各特別会計に、職員数では特別職と一般職に分け、給与費では報酬、給料、職員手当等に分けたものであります。下の欄で前年度と比較しており、差引きの一番右側、合

計欄では8, 207万9, 000円の増となっております。

28ページをお開き願います。第11表、債務負担行為の調でありますと、一般会計におきまして決算年度以前に議決をいただき、後年度で支出する内容を記載しております。事項別の内容は説明を省略させていただきますが、30ページをお開きいただきますと、表の一番右下の欄にありますように、次年度以降に一般財源で支出を予定している額は8, 686万9, 000円となっております。

31ページを御覧願います。ページの左側、第12表、地方債施設別現在高調でありますと、会計別に決算年度末の未償還元金の額を記載しております。一般会計につきましては、ほとんどの施設で減少しており、築別6線橋補修工事などによる道路橋梁河川施設、総合体育館改修工事などによる社会教育施設、農業農村整備事業及び農業後継者対策事業による農林業振興施設などで増加したもの的一般会計総額では前年度より1億248万5, 000円減少し、6年度末残高は60億8, 589万7, 000円となっております。また、特別会計を含めた対前年度増減額では1億5, 796万7, 000円減少しており、6年度末残高は61億9, 331万9, 000円となっております。

右側の第13表のグラフは、一般会計における令和6年度までの地方債の借入状況と地方債残高に係る元金の償還予定額の状況を令和9年度までグラフに表したものであります。

32ページをお開き願います。第14表につきましては、一般会計の決算額を款別、節別に集計したものであります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

33ページを御覧願います。第15表、基金運用状況調でありますが、監査委員から審査意見がございましたので、説明は省略をさせていただきます。

34ページをお開き願います。第16表、繰越明許費事業調となっておりますが、34ページは令和5年度から繰り越した事業の決算状況、35ページは令和7年度に繰り越した事業の予算であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

36ページをお開き願います。第17表、継続費精算報告書でありますが、継続費を設定し、実施してきた事業が完了したことに伴う精算報告であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

37ページを御覧願います。第18表、引上げ分の地方消費税交付金の使途についてでありますと、社会保障施策に充てることとされている引上げ分の地方消費税交付金の充当状況であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

38ページをお開き願います。第19表、目的税の使途についてでありますと、特定の経費に充てることとされている目的税の充当状況でありますと、本町におきましては都市計画税と入湯税がこれに該当いたします。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上で令和6年度決算資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○平山委員長 次に、上下水道課長から水道事業及び下水道事業の決算報告書の内容説明

を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○渡辺上下水道課長 それでは、初めに令和6年度水道事業決算報告書の内容につきましてご説明いたします。

1ページをお開き願います。決算報告書でございます。金額にはそれぞれ消費税を含んでおります。まず、収益的収入及び支出につきましては、収入決算額2億2,293万8,328円に対し、支出決算額2億862万511円となったところでございます。

次に、2ページをお開き願います。資本的収入及び支出につきましては、収入決算額2,200万に対し、支出決算額9,159万2,491円となり、収支差引きで不足する額6,959万2,491円は、減債積立金及び損益勘定留保資金等により補填したところでございます。

次に、3ページをお開き願います。3ページから7ページは財務諸表で、公営企業会計方式による決算区分に従い作成したものでございます。まず、損益計算書につきましては税抜きにより全ての収益と費用を記載し、利益を明らかにしたもので、収益から費用を差し引いた612万3,331円が令和6年度の純利益となっております。

次に、4ページをお開き願います。下段に記載しております剰余金処分計算書（案）につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分しようとするもので、当年度の純利益612万3,331円を減債積立金に積立てし、企業債元金償還に使用した2,168万9,116円を資本金へ組入れし、その結果、翌年度繰越利益剰余金は2億9,431万9,229円となったところでございます。

次に、5ページをお開き願います。5ページから7ページは貸借対照表となっております。資産の合計は19億5,842万1,569円であり、負債資本の合計額と一致するものでございます。

次に、8ページから17ページは事業報告書となっております。内容につきましては御覧をいただき、説明は省略いたします。

次に、18ページをお開き願います。キャッシュフロー計算書でございます。表の右側、下段部分になりますが、資金は前年度末から1,197万2,614円減少し、期末残高は2億4,377万3,541円となっております。これは5ページ、貸借対照表の現金預金の額と一致するものでございます。

以下、25ページまでが附属書類、26ページからは注記としまして会計方針等を記載しております。内容につきましては御覧をいただき、説明は省略いたします。

以上で令和6年度水道事業会計決算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、令和6年度下水道事業決算報告書の内容につきましてご説明いたします。

1ページをお開き願います。決算報告書でございますが、金額にはそれぞれ消費税を含んでおります。まず、収益的収入及び支出につきましては、収入決算額3億9,069万6,754円に対し、支出決算額は3億6,892万5,069円となったところでござ

います。

次に、2ページをお開き願います。資本的収入及び支出につきましては、収入決算額1億2,946万5,579円に対し、支出決算額2億2,026万1,500円となり、収支差引きで不足する額9,079万5,921円は、損益勘定留保資金により補填したところでございます。

次に、3ページをお開き願います。3ページから7ページは財務諸表で、公営企業会計方式による決算区分に従い作成したものでございます。まず、損益計算書につきましては税抜きにより全ての収益と費用を記載し、利益を明らかにしたもので、収益から費用を差し引いた2,236万6,336円が令和6年度の純利益となっております。

次に、4ページをお開き願います。下段に記載しております剰余金処分計算書（案）につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分しようとするもので、当年度の純利益2,236万6,336円を建設改良積立金に積立てし、その結果、翌年度繰越利益剰余金はゼロ円でございます。

次に、5ページをお開き願います。5ページから7ページは貸借対照表となっております。資産の合計は67億7,753万5,390円であり、負債資本の合計額と一致するものでございます。

次に、8ページから16ページは事業報告書となっております。内容につきましては御覧をいただき、説明は省略いたします。

次に、17ページをお開き願います。キャッシュフロー計算書でございます。表の右側の下段部分になりますが、資金の本年度期首残高から2,704万4,950円増加し、期末残高は3,409万8,666円となっております。これは、5ページの貸借対照表の現金預金と一致するものでございます。

以下、28ページまでが附属書類、29ページからは注記としまして会計方針等を記載しております。内容につきましては御覧をいただき、説明は省略いたします。

以上で令和6年度下水道事業会計決算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○平山委員長 暫時休憩とします。

休憩 午後 1時55分
再開 午後 2時05分

○平山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより理事者側に対する質疑を行います。先ほどの委員長就任挨拶でも申し上げましたが、質疑並びに答弁は簡潔に、また質疑については決算書に記載された内容にとどめ、その範囲から著しく逸脱しないようご協力を願いいたします。

認定第1号 令和6年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行

います。

工藤委員。

○工藤委員 決算書の2款の総務費で、6年度の予算の中で空き家対策事業というのがありました。この執行内容について、ちょっと教えていただきたいと思います。改修、それから解体があったのですが、それぞれ件数と総金額を教えていただければ助かります。お願いします。

○平山委員長 町民課、大平課長。

○大平町民課長 お答えいたします。

まず、改修につきましては1件で補助金の交付決定額が50万円で、解体につきましては22件で1,090万2,000円となっております。

○平山委員長 工藤委員。

○工藤委員 ありがとうございます。

合計で1,140万ということですね。予算よりは下回ったという結果であったこと今分かりました。それで、今年度、7年度も先ほど補正するということでありました。今年度が特に多いのかなという感じはしますけれども、僕の思いでは解体に町から少し出るのだということのそのきっかけです。こういう工事をやっていただければ、町の事業者も潤うのだと思います。町の事業者が仕事があることによって、また町税にも跳ね返ってくるのだろうということで思いますので、先ほども言いましたけれども、町の景観も古い建物がなくなってきたいになると羽幌町に観光で来る方もきれいな町でいいなという印象を持ちますので、いろんな総合的な判断を見ていくところで、やはりこういう事業も大事だなと思うので、今後また次年度も続けていっていただきたいと思います。

以上、お願いをして終わります。

○平山委員長 小寺委員。

○小寺委員 それでは、金額というよりは事業の評価という点で質問させていただきます。

2款総務費の移住、定住促進事業の中で天売地区の定住促進、住宅整備の経費ということで令和6年の予算委員会では住宅は移住、定住のために使うとの話でしたが、具体的な活用方法は今後検討しなければならないという答弁がありました。現在具体的な使用状況と、あと今後の活用方法について検討されて決まったことがあれば教えていただきたいと思います。

○平山委員長 地域振興課、飯作課長。

○飯作地域振興課長 お答えをいたします。

天売で整備をいたしました移住、定住促進住宅ということで、当然天売島のほうに移住で来られる方に供していただきたいということでの整備でございますけれども、現状使われている内容としましては、今天売複合化施設を建設しておりますが、その工事関係者が入居している状況でございまして、使い道としましては移住、定住に資する業務に関する部分においても、その関係者が入居できるというような部分での交付金の用途でもござい

ますので、現状といたしましては今そういう方が入居しているという状況でございます。

○平山委員長 小寺委員。

○小寺委員 よく工事の関係の方が宿泊施設がない、それは焼尻とかもそうですけれども、あるのですけれども、現地に宿泊施設もある中でうまく調整してよい活用をしていただき、ずっと空き家というよりは活用されたほうがいいと思いますので、活用していただきたい。

ちなみに、工事関係者の方に貸した場合、例えば使用料とか、光熱費とか、そういうような負担というのはどういうふうになっているでしょうか。

○平山委員長 地域振興課、飯作課長。

○飯作地域振興課長 お答えをいたします。

この住宅につきましては、そもそも条例上で従業員を雇用する際に事業者が借り受けることもできますし、単独の個人の方が入居のために借り受けることができるということの両方でございまして、家賃につきましては定額の家賃を、今回は事業者さんが入居の申込みということで契約をしておりますので、事業者さんから住宅料をいただきまして、光熱水費等に関しましては入居されている側で支払っていただくという形を取っております。

○平山委員長 小寺委員。

○小寺委員 すみません、せっかくなので、ちなみに1日なり1か月単位でのその使用料というのがもし分かれば教えてください。

○平山委員長 地域振興課、飯作課長。

○飯作地域振興課長 家賃につきましては、月額3万5,000円ということでございます。

○平山委員長 小寺委員。

○小寺委員 せっかく行う事業ですので、工事が終った後もうまく活用して移住、定住に向けた活用をしていただきたいというふうにお願いをして、この件に関しては終わりたいと思います。

同じく2款総務費の中でまち・ひと・しごと創生事業について、予算上では計画策定等の委託料として482万円の予算が計上されていました。予算委員会の中でも工藤委員ですとか私のほうで質疑を行いました。自分としては予算が適切だろうということで話はしましたのですけれども、その質疑の中でしっかりと策定するに当たって過去の検証もしつつ、議会も参画できるような計画の機会をつくっていただきたいということを話しました。当時の担当課長もおっしゃるとおりということで、今後もそういう大きな改定があったら適時説明していきたいというような答弁もありました。町長からの答弁の中では、新しくデジタル田園都市構想などで動いていくので、その中でいろいろ反映される可能性があると。今の時点では、どこの課がどのタイミングでということが言えないけれども、新しいものが出てくるタイミングを計らって議会とも担当者かどこかとの委員会と協議しながら、何らかの形で中間報告も含めて相談することになるというような答弁をいただきました。しかし、今回この3期目に関しては議会との協議というのがなくて、結果的に完成されたも

のを議員説明会の説明で終わったというふうに感じています。予算委員会の中では議会も含めて意見を出しながら作成していくような答弁もあった中で、今期に関しては議会の意向というか、意見というのは全く入っていない内容になったのではないかというふうに考えますけれども、その辺予算委員会の答弁と実際行った作業ちょっと変わってきたのかなというふうに思って私的にはとても残念だなというふうに思ったのですが、その辺についてもしお答えいただければと思います。

○平山委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時19分

○平山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、森君。

○森町長 今小寺議員の指摘の部分で私もそういう認識、ちょっとニュアンスは違う部分もあるのですけれども、なので少し確認を内部でさせてもらいました。まず、私の認識としては、ここは同じなのか、違うのかちょっと分からないので、原案は当然町がつくると。何かゼロから全部ということではなくて、原案は町がつくると。委員会を開いて、その中で意見を取り入れて、それをのめるものはのむということです。もちろん物によりますから。そして、場合によっては複数回聞くことにもなるのかもしれませんけれども、そういう段取りを踏んでできたというふうに思っていたのですけれども、今確認したところ完品の状態だということで、また委員会のほうからそれならもう聞く必要がないと言ったかどうか言葉のやり取りは分からぬですけれども、我々の入れる余地がないので、もういいでしょうというようなことで結果として終わったという確認ができました。

終わったことだからいいとは言いませんけれども、その辺の内部的な意思疎通と委員会とその委員長の中でのもう言う余地がないので、開かないとかというところのできちつと理解を得ながら進められたという結果になつていなかつたということは事実だということありますので、今の始まる段階です。予算つけたのは年度でいえば昨年ですけれども、一昨年の中でこの中間、1年間近くかけている、そういう部分で私がお話ししたとおりの進め方に結果としてならなかつたということは認めて、今からバックできるということでもありませんので、少なくとも私は責任持って話していることですので、そういうことも起きたということで今後に生かしていきたいと思います。個別のことであれば担当課長の、なぜとか具体的な話は説明できるということですので、引き続き議論を進めてもらって結構だと思います。

○平山委員長 小寺委員。

○小寺委員 私も町長と同じような方向性であることは確かですし、予算委員会の答弁もそのように認識しました。ただ、結果として委員会に対して要請があったときには議会の

そういう大きな流れを変えたいということではなくて、いろんな意見がもし可能であれば入るのだろうかといったときに審査会が終わった状況であるので、もうこの完品には入りませんと。入るとすればローリングする際の中で入れることも可能でしょうということは、今できたものに関しては議会の意見は全く入りませんということだったので、それでしたら、委員会での調査、審査の中での形ではなくて議員説明会がいいでしょうというような形で、町長ご存じだとは思うのですけれども、意見はもちろん質問とかはできたのですけれども、それを計画の中に入れるというタイミングではなかったということで、町長がかなり事前にいろんな説明を各委員会に前もってしなさいという指示はここずっとなっていて、いい傾向だなと思ったのですけれども、このまち・ひと・しごとの、町長も町議時代に私たちがいろんなプレゼンをしたりとか、そういうこともあったし、その前の2期のときにも委員会を重ねていろんな意見を取り入れていただいたという経緯があったのですから、今回3期に関してはとても残念でしたということで、町側もそういうふうに認めていらっしゃるので、ぜひこのような計画があるときには少しでも早く情報を聞いて議会と一緒に、議会も町民の代表として発言したいという機会を設けていただけたらなというふうに思います。

○平山委員長 暫時休憩。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時24分

○平山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小寺委員。

○小寺委員 続いて、3款に入りたいのですけれども、3款民生費の中の児童福祉設備等の整備事業です。

これも予算委員会の中でいろいろちょっと話させていただいたのですが、令和6年度に新たに設置型の授乳室購入し、その後設置するというようなやり取りがありました。結果的に今公民館のほうに設置して1年ちょっとたったのですけれども、使用状況ですとか、費用対効果ですか、利用者の声ですか、またそのときの答弁にもあったのですけれども、乳幼児のお母さんの意見も今後聞いていきたいというような話があったのですが、もしお母さんたちからの意見とかがあったのであれば、1年たってどのような活用ですか、使用状況、その辺をお聞きしたいと思います。

○平山委員長 福祉課、高橋課長。

○高橋福祉課長 お答えいたします。

ベビーケアルームの利用状況ということで、昨年の6月に設置して、今最新の情報で9月10日までの利用実績としましては1年と3か月ぐらいありますけれども、全部で124件の利用ございました。月平均すると7人から8人ぐらいの利用ということなのです

が、これの中身としても利用月を見てみるとイベントをやっているときが多いというのはちょっとあるのですが、今年入ってからの利用はちょっと少ないなというような流れになっております。状況というか、それを分析しても最初は物珍しく、ベビーケアのルームとして使っているのか、ただ見ただけという利用なのか、その辺うちのほうでもつかめない部分がございまして、一応アンケートも取れるようにはなっているのですけれども、実際授乳という形で中入られるとアンケートまで答えていただけないというのが今最近というか、担当としゃべっていて、これはちょっとまずいのではないかということで、今後のアンケートどうしようかというのは、これから考えていかなければいけないかなとは思っています。1年間の状況を見ても今言ったように124人ということで、そのもので使っているかどうかという分析もこれからしていかなければなりませんし、そして一応これに関しましては道補助入っている段階で、設置場所を含めてあと一、二年ぐらいの状況は見ていかなければいけないのかなとは思っております。

○平山委員長 小寺委員。

○小寺委員 自分もその百何回のうち何回か確認と言ったら変ですけれども、本当に中どういうふうになっているのかということで、使用にカウントされているかは分かりませんけれども、自分も入っているのだなというふうに思っていました。

予算委員会のときでも、まずは設置してみて様子を見るということで、自分は当初から道の駅に置くということも提案していたので、もし移動できるのだということで話があつたので、例えばですけれども、1年数か月置いたので、次は例えば道の駅に置いてまた使用状況を見てみると。結果的にどちらがいいのかということで考えることも必要なのかなというふうにも思っています。課長のほうから二、三年ですか、という話も出たのですけれども、来年、今年度ですか、使用状況が多いのであればそのままとか、その辺どこかのラインでジャッジをして、例えば観光シーズンに関しては移動してみるだとか、そういうことも今後考えていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。もし答弁があれば、お願ひいたします。

○平山委員長 福祉課、高橋課長。

○高橋福祉課長 お答えいたします。

先ほども言ったのですけれども、これ購入の際に補助入っているので、補助を使っているのですが、その設置場所まで道のほうへ報告しているものですから、あと一、二年というような話は多分動かせないのかなとは思います。ただ、その実績を見て先ほど言っていた道の駅ないしほかのところでも置けるような場所があれば移動はさせていただきたいかなとは思っておりますが、ここ一、二年はちょっと様子を見るのにまた公民館でということになるかなとは思っております。

○平山委員長 森町長。

○森町長 委員会を開いたときの報告として、道の駅、ホテルがいいのではないかというような話があったことは記憶にあります。ただ、そのときに実はフェリー乗り場にも補助

金とか、そういう関係、違うあれですけれども、同等の利用ができるものがあると。議員の発言の中で、今日いらっしゃいませんけれども、そのことが分からなかったのだと思うのですけれども、いわゆる観光客向けの部分として必要だということだったので、ではそれはフェリー乗り場にあるのであれば、同じようなニーズではなくてもっと町場の人で、いわゆる健康支援課、支援センターだと、こちらのイベントとかに来ている人たちのニーズも分散化したほうがいいだろうということも内々の、私の判断で直接課長たちとも話したということもありました。結果として、今もう一度課長言ったことを繰り返すのですけれども、今度いわゆる沿海フェリーのほうにある部分がどういうふうにカウントできるかはちょっと問題ですけれども、その使用頻度等も含めて本年度、来年度については現状のままにしておきますけれども、見直し、それから簡単に夏だけそこにやってとか、そういうのはちょっと難しいのではないかという声もありますので、来年1年ぐらいやった上でそこの併用というのを今後検討していきたいと思います。

○平山委員長 そのほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで討論を終わります。

これから認定第1号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和6年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について原案のとおり認定されました。

認定第2号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認

定については原案のとおり認定されました。

認定第3号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第4号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第5号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで討論を終わります。

これから認定第5号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第6号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第7号 令和6年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 令和6年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定については原案のとおり可決及び認定されました。

認定第8号 令和6年度羽幌町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決します。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 令和6年度羽幌町下水道事業剰余金の処分及び決算認定については原案のとおり可決及び認定されました。

以上で各会計決算認定については、それぞれ可決及び認定することに決定しました。再開する本会議において報告することにいたします。

◎町長挨拶

○平山委員長 次に、森町長からご挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、森淳君。

○森町長 令和6年度各会計決算認定に際しまして慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。物価高騰が長期化する中、生活者の負担が増すとともに地域経済は厳しい状況が続いております。情勢の変化を的確に捉えながら、経済の活性化や多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう町政運営を心がけねばなりません。次年度の予算編成に向かっていくに当たり、いただいたご意見を参照し、効果的かつ効率的な取組を進めてまいりたいと考えております。

各会計決算につきまして、ご承認いただきましたことにお礼を申し上げまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎委員長挨拶

○平山委員長 以上をもちまして、羽幌町各会計決算特別委員会を閉会いたします。

それでは、委員長退任に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては終始ご熱心に審査を賜り、誠にありがとうございました。また、理事者各位におかれましても、本日の資料の作成並びに審査の円滑な運営にご協力いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

皆様方のご理解とご協力により、決算特別委員会の議案審議を滞りなく終了することができました。心よりお礼を申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。長時間にわたり審議をいただき、本当にありがとうございました。

(閉会 午後 2時40分)